

函館市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 1 4 日

函館市長 大 泉 潤

函館市条例第 2 8 号

函館市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

函館市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 2 5 年函館市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 0 条第 1 項各号列記以外の部分および同項第 4 号，第 1 6 7 条第 1 項各号列記以外の部分および同項第 3 号ならびに第 1 7 4 条第 1 項第 1 号，第 2 号および第 4 号中「栄養士」の後ろに「または管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。